1　国の取組（第５回PT会議(９月14日）など）

(1)　国の連携プロジェクトチーム報告書(５月17日)まとめ

今後取り組むべき施策		ポイント	
ア　早期発見・把握			
	(ア) 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティアへのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進	推　進	・学校での把握、医療機関・福祉事業者の関わりがある場合の把握、地域や民間の目で把握するための研修等の推進
	(イ) 地方自治体における現状把握の推進	推　進	・支援を適切に行うとともに、問題意識を喚起するためには、地方自治体単位での実態調査が有効
イ　支援策の推進			
	(ア) 悩み相談支援	地方自治体の事業の支援を検討	・子どもにとって、役所など公的機関への相談は心理的なハードルが高いことがうかがえる。支援団体等を活用した悩み相談を行う事業の支援を検討
	(イ) 関係機関連携支援	支援体制の在り方を検討	・どのような具体的な支援があるのか、どこが窓口となるのかなどを明確にしておくことが必要 ・適切な福祉サービスへのつなぎなどを行う福祉職や窓口機能の効果的な活用を含め支援体制の在り方を検討
	(ウ) 教育現場への支援	配置支援	・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置を支援し、福祉部局による必要な支援につなぐための教育相談体制を充実
	(エ) 適切な福祉サービス等の運用の検討	地方自治体等へ周知	・子どもが主たる介護者となっている場合には、子どもを「介護者」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配意するなど、アセスメントの留意点等について地方自治体や関係団体に周知
	(オ) 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援	支援の在り方を検討	・支援が必要なひとり親家庭に対する生活支援を推進するとともに、困難な状況にある家庭に対する家庭支援の在り方を検討
ウ　社会的認知度の向上			
	2022年度から2024年度まで集中取組	当面、中高生の認知度５割をめざす	・「「ヤングケアラー」認知度向上キャンペーン」（仮称）を実施

(2) 国の取組(令和４年度概算要求など)

今後取り組むべき施策	対応状況（令和４年度概算要求など）
ア　早期発見・把握	
(ア) 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティアへのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進	○【新規】福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員の研修等を支援 〇【Ｒ３】小学生及び大学生に対する実態調査並びに国民を対象とした認知度調査の実施
(イ) 地方自治体における現状把握の推進	〇【新規】実態調査を支援
イ　支援策の推進	
(ア) 悩み相談支援	○【新規】関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となるコーディネーター配置、ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体、オンラインサロンの設置運営等に支援（モデル事業） ○【新規】家族介護者を支援するために、介護者の集いの場等立ち上げに係るマニュアル作成の支援（都道府県向け）
(イ) 関係機関連携支援	〇【Ｒ３】他機関連携による支援の在り方に関する調査研究の実施
(ウ) 教育現場への支援	○【拡充】スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実
(エ) 適切な福祉サービス等の運用の検討	○【Ｒ３】（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部） ７月12日付け事務連絡により、ヤングケアラーがいる家庭に対する計画相談支援実施にあたっての留意事項、居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる育児支援の取り扱いを周知 ○【Ｒ３】（厚生労働省老健局） ヤングケアラーがいる場合のケアマネジメントの留意事項、家族に対して介護サービスを行う場合の取扱いに関する調査研究の実施 ○【検討】病院が福祉や介護、教育機関と連携して支援につなげた場合、診療報酬を加算
(オ) 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援	○【新規】育児支援ヘルパーを派遣し、傾聴による相談支援、家事・育児支援等の実施（モデル実施）
ウ　社会的認知度の向上	
令和４年度から令和６年度までの３年間を「集中取組期間」とする	○【拡充】社会的認知度の向上に向けた集中的な広報啓発を実施 ○【新規】全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促し、ヤングケアラ―の相互ネットワークを形成

(1) 気づきから支援につないでいく流れ（対応イメージ）

チーム学校
（小・中学校）

気づき

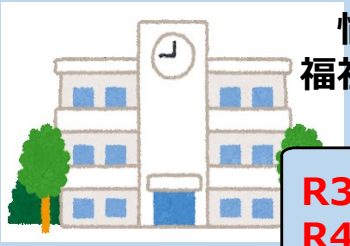

悩みを聞く
福祉へのつなぎ

R3：1人１台学習者用端末利用
R4：SC配置増員

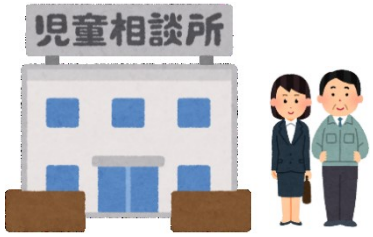

こども相談センター

連携

ＰＴ会議
課題への対応

相談窓口

・児童相談所相談専用ダイヤル
・24時間子どもSOSダイヤル
・LINEによるSNS相談　等

気づき

支援

当事者　及び　家族

・**福祉事業者**　　**気づき**
・**医療機関**　　**こどもを見守る**
・**地　　域**

R３.11 相談窓口設置の明確化

福祉サービスの利用
地域資源の紹介

R4
・ＰＴ会議において、
調査結果に基づく
福祉サービス検討

R4
寄り添い型支援
・オンラインサロン
・ピアサポート

(2) 本市における対応（全体）

今後取り組むべき施策	本市における対応	
	令和３年度	令和４年度予定
ア　早期発見・把握		
(ア) 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティアへのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進	・研修等の実施 (P5・6) ・市立中学校の教員等【８月～】 ・市職員、関係者【１月～】	・引き続き実施
(イ) 地方自治体における現状把握の推進	・市立中学校生徒への実態調査 (P7) 【11月～12月】 ・市立高校生徒への実態調査（P８～10） 【10月～12月】	・中学校調査の調査結果の検証、支援策の検討
イ　支援策の推進		
(ア) 悩み相談支援	・１人１台学習者用端末を活用した相談体制の充実 (P11)　【10月～】	・オンラインサロン、ピアサポート事業の実施 (P18)
(イ) 関係機関連携支援	・各区役所における相談窓口設置の明確化 (P12)　【８月～順次】	・令和３年度に作成される国のヤングケアラー支援マニュアルを参考に、多機関連携での支援のあり方を検討
(ウ) 教育現場への支援	・研修受講者へのアンケートの実施 (P14)	・スクールカウンセラーの増員等 (P17)
(エ) 適切な福祉サービス等の運用の検討	・７月12日付け国事務連絡を障がい福祉サービス事業所や相談支援機関へ周知	・府実施の相談支援者研修（市内従事者を含む）において、ヤングケアラーの概念や着眼点等をカリキュラムに追加 ・国の調査研究事業の結果をふまえ、ケアマネジメントの留意事項等について周知
(オ) 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援		・実態調査の調査結果などをふまえ、支援策（対象者の範囲や支援内容）を検討
ウ　社会的認知度の向上		
2022年度から2024年度まで集中取組	・各区役所相談窓口の周知 ・国広報啓発ポスターの配布	・独自の広報啓発ポスターの作成

(3)　ア 早期発見・把握 編

①　動画配信型研修等について（実施済）

○ 総合的な相談支援体制の充実事業関係職員（区役所職員向け）

・実施日：３月24日・４月16日など（年度途中の異動職員等には都度実施）
・内　容：ヤングケアラーの概念や家族全体の状況をアセスメントすることの重要性等について（国通知等を活用）
・参加者：55人

○ こどもサポートネット従事職員

・実施日：８月３日
・内　容：従事者研修の機会を活用し、黒光さおり氏（尼崎市教育委員会事務局職員、スクールソーシャルワーカー〔ＳＳＷ〕）による講演をリモートで受講
・参加者：こどもサポート推進員（コーディネーター）とこどもサポートネットＳＳＷ 計87人（講演会撮影動画の視聴を含む）

○ 市立中学校教員

・期　間：８月13日から（12月24日まで実施予定）
・内　容：濱島教授による講義、元当事者の体験談からなる動画を視聴
・参加者：3,770人（12月15日現在）　※ 動画視聴後にアンケートを実施

○ 民生委員・児童委員・主任児童委員

・実施日：10月18日
・内　容：大阪市民生委員児童委員大会の特別講演会にて、濱島教授による講義、元当事者の体験談を受講
・参加者：約350人（全民生委員〔約4,000人〕が上記撮影動画を視聴予定）

② 動画配信型研修等について（実施予定）

１月以降、市職員（福祉業務従事職員・その他の行政職員）と関係者（ヤングケアラーやその家族と関わる可能性がある方々）を対象に、濱島教授による基礎編（23分）、元当事者の体験談（25～30分）（※）、研修のまとめ(11分)を視聴できるよう映像を配信。
（受講後にヤングケアラーの認識や必要な支援等に関するアンケートを実施）

※　体験談（１教職員・学校関係者向け、２地域向け、３行政関係者向け、４障がい福祉サービス施設等職員向け、５高齢者福祉関係者向け、６児童福祉関係者向け）

区　分		対　象
市職員	福祉業務従事職員	・福祉業務の担当職員
	その他の行政職員	・行政職員一般　【基礎編：必須、体験談・まとめ：任意】
関係者	福祉・医療関係	・地域包括支援センターの職員、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、指定相談支援事業所の相談支援専門員、社会福祉協議会の職員、医療ソーシャルワーカー　等
	地域関係	・要保護児童対策地域協議会の構成員、青少年指導員、青少年福祉委員、保育所、幼稚園、こどもの居場所の職員　等

上記の他、12月16日から１月31日まで、人権問題研修（管理者層）の選択受講科目として研修を実施

③ 市立中学校生徒への実態調査について

ア　実施状況

11月18日から24日にかけて順次、調査票などを中学校に配送し、学校のスケジュールに合わせて12月24日までに実施するように依頼。

なお、今回の調査では、個別回収用の封筒（生徒が回答後、調査票を封筒に入れ封をして提出できるように対応）や、調査票のルビ付き版、外国語版（英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、韓国語、朝鮮語）データを準備。

イ　調査項目

・基本事項（年齢、性別、学年、同居家族など）
・普段の生活と健康状態（日常生活の状況、生活満足感、健康状態など）
・学校生活（欠席、遅刻、友人関係の状況、進路についてなど）
・家族のケア（ケアの相手とその状態、ケアの内容、期間、頻度、時間など）
・悩みや困りごと、ヤングケアラーに関する認識について

④　市立高校生徒への実態調査について

ア　調査目的

市立高校におけるヤングケアラー（※）の生活実態やケアによる学校生活への影響、支援ニーズ等を把握し、適切な支援につなげることができるよう、実態調査を実施。

※本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている生徒のこと。

イ　調査対象

市立高校生全員（11,381人）

ウ　調査手法

市立高校各校を通じ、生徒本人に調査概要や調査回答フォームのQRコード等を記載した資料を配付。

各生徒は、Web等で回答（回答は任意）。

エ　調査期間等

調査期間：令和3年10月７日（木）～12月3日（金）

回答者数：3,627人（回答率：31.9%）　［参考］府立高校調査　回答率 約19.7%

オ　調査結果の概要

【市立高校全体の状況】

○　回答者 3,627人のうち、3,139人が居住地を回答。そのうち、**2,055人**が大阪市在住
居住地を回答した3,139人に対する大阪市在住の割合は**65.5%**

○　回答者 3,627人のうち、**193人（5.3%）**が**世話をしている家族がいる**と回答
［参考］国全国実態調査 4.7%　府立高校調査 6.5%

○　世話をしている家族がいる生徒のうち、
学校名を明らかにした者（106人）は21校中、**17校（81.0%）に在籍**
在籍校17校のうち４人以上の生徒が在籍している高校は13校（76.5%）あり、
最も多く在籍する高校では16人の生徒が在籍
➡ 世話をしている家族がいる生徒のうち、学校名を明らかにしていない者が
別途87人存在し、さらに未回答の生徒も多数いる（7,754人）ことから、
各校には、上記を上回る人数の高校生が家族の世話をしているものと考えられる

【市立全日制高校の状況】

○　回答者3,423人のうち、 **166人（4.8%）**が**世話をしている家族がいる**としており、昨年度の**国調査（4.1%）に比べ、0.7ポイント高い**

［参考］国全国実態調査 4.1%　府立高校調査 5.7%

○　世話をしている家族がいると回答した生徒の状況は以下のとおり。

・**世話の頻度**について、**「ほぼ毎日」**行っている生徒が**42.2%**

・**世話に費やす時間**について、**「３時間以上」**の生徒が**18.7%**

・世話を必要としている家族のことや、世話の**悩みを相談したことがある生徒**は**16.9%**存在する一方、52.4%は相談した経験が無い

○　世話をしている家族がいると回答した生徒のうち、**支援を望むとした回答**をみると、**自由に使える時間がほしい**という回答が**55.8%、家庭への経済的な支援、学習サポート、福祉サービス等の支援を求める**声がそれぞれ**約35%**

➡ 回答全体を通して「特にない」「無回答」としたものが相当数存在する。

(4)　イ 支援策の推進 編

①　1人１台学習者用端末を活用した、いじめ等の相談申告機能の充実について

ア　実施状況

いじめ等の悩みがあっても、なかなか自分から言い出せない子どもたちが相談しやすくなるように、令和３年10月より、１人１台の学習者用端末を使って相談申告できる機能を充実。

子どもたちの思いをより的確に受け止めて対応していけるように、今後、機能を拡充予定。

イ　機能拡充予定（令和４年４月）

・相談したい先生を選択できるようになる。

・相談内容を記述することができるようになる。

・教育委員会でもすべての相談状況を確認できるようになる。

・学校以外の外部の専門家が対応する相談窓口の案内を実施。

②　各区役所における相談窓口の設置について

地域における相談窓口機能を担う各区役所にヤングケアラーに関する相談窓口を設け、本人や関係者（学校、地域、福祉事業者など）からの相談に応じて、福祉サービスの利用、地域資源につなぐなどの支援を行う。

ア　設置の経緯

各区役所では、これまでもヤングケアラーを含む種々の相談に対応してきたが、本人や関係者の気づきを支援につないでいく一連の流れを構築するため、区長会議の取組として、全区役所にヤングケアラーに関する相談窓口があることを明らかにし、対応を進める。

イ　周知方法

・各区役所のホームページにヤングケアラーに関する相談に応じることを明示
・ SNSあるいは学校長や区内団体・関係機関との面談の機会等を活用して周知
・市ホームページ上に各区役所相談窓口一覧を掲載（予定）
・関係者向けの研修時に、相談窓口一覧を周知（予定）

区役所におけるヤングケアラー相談窓口一覧

区名	窓口	電話　/　メール
北区	福祉課 子育て支援担当	06-6313-9533 kita-kosodate@city.osaka.lg.jp
都島区	保健福祉課 子育て支援室	06-6882-9118 miyakojima-kosodate@city.osaka.lg.jp
福島区	保健福祉課 子育て支援室	06-6464-9887 メールは子育て支援室HPから
此花区	保健福祉課 子育て支援室	06-6466-9524 td0013@city.osaka.lg.jp
中央区	保健福祉課 子育て支援室	06-6267-9885 メールは専用HPから
西区	保健福祉課 子育て支援室	06-6532-9936 メールは子育て支援室HPから
港区	保健福祉課 子育て支援担当	06-6576-9844 minato-kosodate@city.osaka.lg.jp
大正区	保健福祉課 子育て支援室	06-4394-9109 メールは子育て支援室HPから
天王寺区	保健福祉課 子育て支援室	06-6774-9894 メールは子育て支援室HPから
浪速区	保健福祉課 子育て支援室	06-6647-9895 メールは専用HPから
西淀川区	保健福祉課 子育て支援室	06-6478-9950 メールは専用HPから
淀川区	保健福祉課 子育て支援室	06-6308-9939・9509 メールは専用HPから

区名	窓口	電話　/　メール
東淀川区	保健福祉課 子育て支援室	06-4809-9854 メールは子育て支援室HPから
東成区	保健福祉課 子育て支援室	06-6977-9157 tn0010@city.osaka.lg.jp
生野区	保健福祉課 子育て支援室	06-6715-9024 ikuno-kosodate@city.osaka.lg.jp
旭区	保健福祉課 子育て支援室	06-6957-9939 メールはHPのQRコードから
城東区	保健福祉課 子育て教育ｸﾞﾙｰﾌﾟ	06-6930-9132 joto-kosodate@city.osaka.lg.jp
鶴見区	保健福祉課 子育て支援室	06-6915-9933・9107 メールは子育て支援室HPから
阿倍野区	保健福祉課 子育て支援室	06-6622-9980 メールは専用HPから
住之江区	保健福祉課 子育て支援室	06-6682-9878・9880 tt0007@city.osaka.lg.jp
住吉区	保健福祉課 子育て相談室	06-6694-9942 メールは子育て支援室HPから
東住吉区	保健福祉課 子育て支援室	06-4399-9733 tv0006@city.osaka.lg.jp
平野区	保健福祉課 子育て支援室	06-4302-9936 メールは子育て支援室HPから
西成区	保健福祉課 子育て支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ	06-6659-9824 メールは子育て支援HPから

③　市立中学校教員へのアンケート結果について

ア　対　象

中学校の教員（講師を含む）（動画配信型研修の受講者）

イ　項　目

・研修受講前に、ヤングケアラーという言葉を聞いたことがあるか

・ヤングケアラーへの理解が深まったか

・今年度、関わっている生徒にヤングケアラーに該当する生徒がいるか

・支援するために必要と思うこと（自由記述）

ウ　回収数（12月15日時点）

・3,770人
（主な回答者：教諭・主務教諭68.1%、期限付講師15.2%、首席・指導教諭4%）

教員アンケート　R３.８～

研修受講前の認知度に関する質問

「研修受講前にヤングケアラーという言葉を聞いたことがあるか」

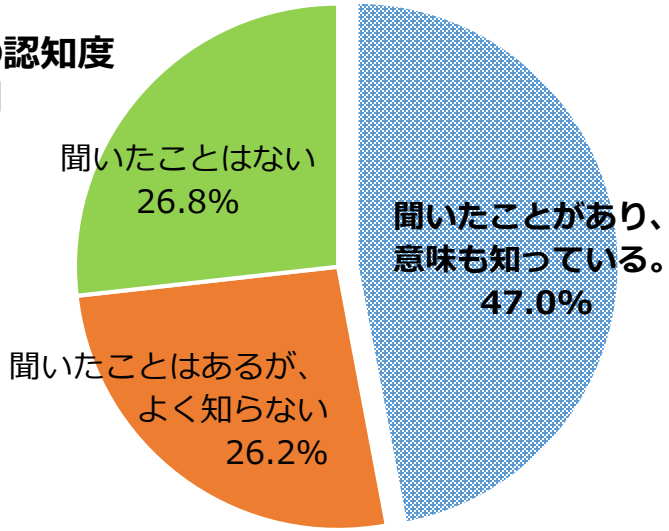

「研修動画の視聴後にヤングケアラーへの理解が深まったか」

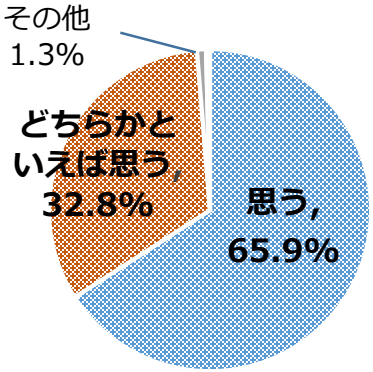

研修受講内容をふまえ該当する生徒がいるかの質問

「ヤングケアラーに該当する生徒がいるか」

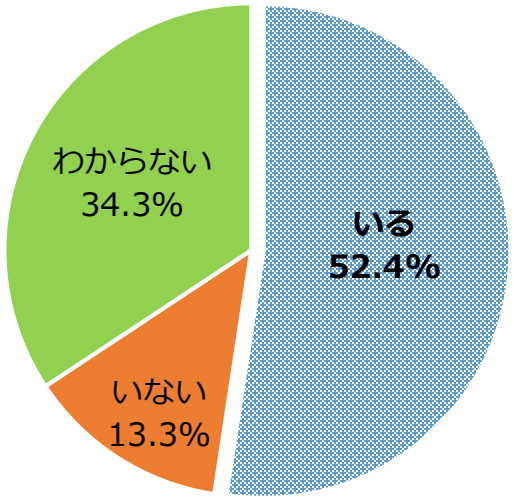

全国実態調査（中学校）R３.１

「ヤングケアラーの概念の認識」

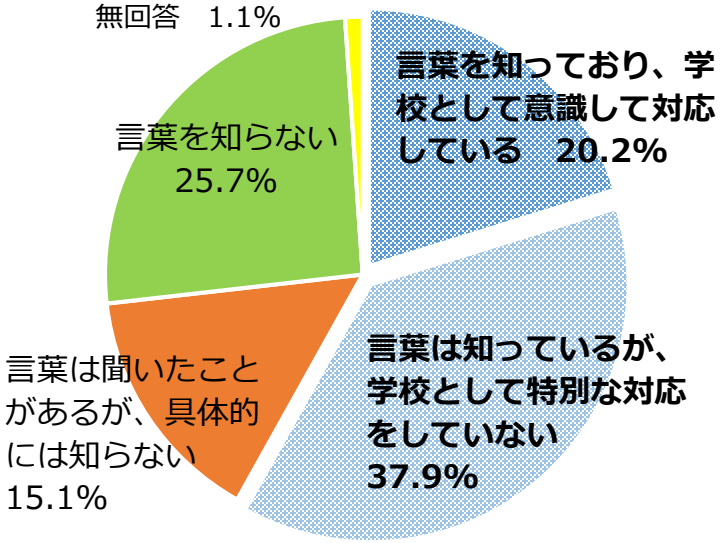

「ヤングケアラー」の定義に該当すると思われる子どもの有無」

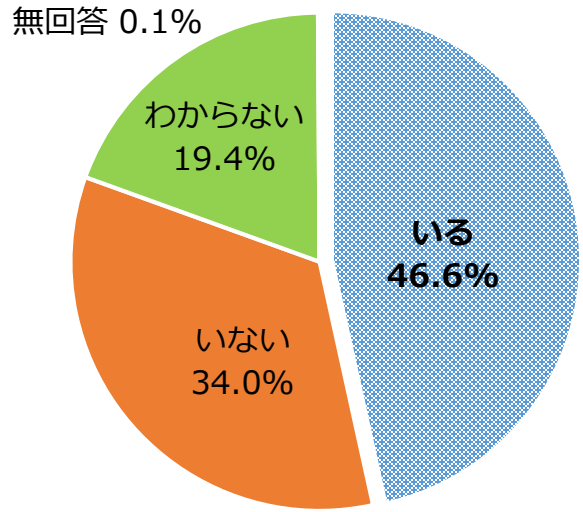

※出典：令和３年３月　三菱UFJリサーチ＆コンサルティング
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」

★自由記述（支援するために必要と思うこと）

・実態を把握しやすい立場にあるのは、ヤングケアラー本人が通っている学校の教師。誰にも話せず孤立していないか早く見つけることが必要。

・学校は、ケアから離れられる彼らの居場所であることは、本校のヤングケアラーと思われる生徒からも確認できる。きょうだいの世話で遅刻しても必ず登校してくる。声をかけて事情を聴き、励まして教室へと送ることで笑顔を返してくれる。どんな時でも、生徒一人ひとりの心身の状況をわかってあげる、認めてあげることが大切だと思う。

・ヤングケアラーの生徒たちを集めて情報交換などの交流を図るプログラムが必要。当該生徒同士が、自分一人だけではないことを認識し、共有できることで不安を解消させていくことができる。

・ヤングケアラーと思われる生徒がいました。その生徒は家や親のしんどさを人に言ってはいけないことだと思い、誰にも相談できずにいたそうです。こちらが彼女の変化に気づき何とか聞き出せたから彼女の実態を把握することができましたが、実際家庭でのことを担任が把握するのは大変難しいことだと感じます。

・話を聞こうとしても、保護者も本人も明るみになることを恐れ、実情を隠しがちになってしまう。スクールカウンセラーや地域などの関係諸機関にも積極的に関わってもらう必要がある。

④　スクールカウンセラーによる相談体制の充実について

学校は、児童・生徒と接する時間が長く、こどもたちの身近な相談場所となることから、相談しやすい環境づくりに向けて、スクールカウンセラーの配置を強化。

ア　現　状（市立小・中学校への配置）

小学校：77.6%の小学校に派遣（月１回程度 ～ 週１回）

中学校に配置して小学校へ派遣する形態

中学校：すべての中学校に配置（週１回）

イ　拡充内容

・児童・生徒が家庭のことを含め相談できるよう、小学校派遣を中心に増員

・令和４年度は行政区単位に各１名増員（高いスキルを持つ人材確保のための処遇向上含む）

・以降については、本市実態調査の結果に基づき体制を検討

チーム学校

校長

教員、ＳＳＷ、
こどもサポート推進員など

チーム学校の一員として

・個別カウンセリング（児童・生徒・保護者）

・児童・生徒への日常的な相談活動(声掛け)

・児童・生徒への対応にかかる教員へのアドバイス

など

⑤　（仮称）ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業について

元当事者が参加するオンラインサロン開催や各種の相談支援を行うとともに、希望に応じて関係機関（区役所等）へ同行するなど寄り添い型支援を行う。

オンラインサロン・ピアサポート

＜オンラインサロン＞
元当事者が参加する集いの場で、YC同士の交流を促進し、孤独・孤立感の解消を図る。
☆月１回（２時間）
☆大阪市民以外も可

＜ピアサポート＞
市内に拠点を構え、社会福祉士などの専門職や元当事者がSNS・電話等で相談を受け付け、面談等を通して相談を傾聴し、抱える悩みの負担軽減を図る。また、本人の希望に応じて関係機関（区役所等）への同行支援を行う。
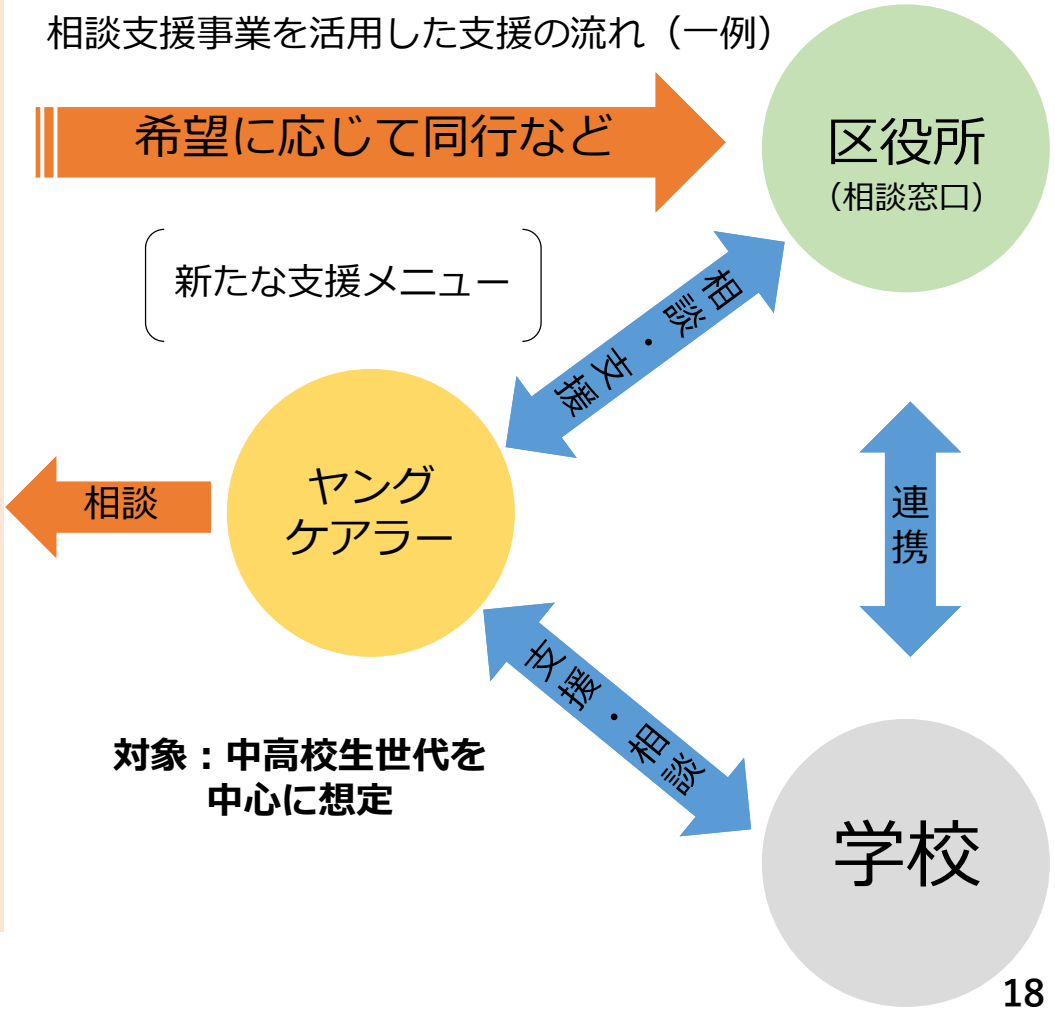
相談支援事業を活用した支援の流れ（一例）